



（調査審議事項2）「小中一貫教育の更なる推進を図るための方策について」関係資料



The Ambitious City

— 大志をいだくまち — HOKKAIDO 北広島市

1 調査・審議を依頼する事項

< 調査・審議 2 > 小中一貫教育の更なる推進を図るための方策について

北広島市の小中一貫教育

小中一貫教育型小学校・中学校（併設型）

施設分離型 ~ 地理的に離れている小学校と中学校が、既存の校舎のまま一貫教育を行う形態
（東部中・東部小・北の台小 / 大曲中・大曲小・大曲東小 / 西の里中・西の里小）

施設隣接型 ~ 近距離に隣接する小学校と中学校が、その地理的環境を生かした一貫教育を行う形態
（西部中・西部小 / 緑陽中・緑ヶ丘小 / 広葉中・双葉小）

< 論点 1 >

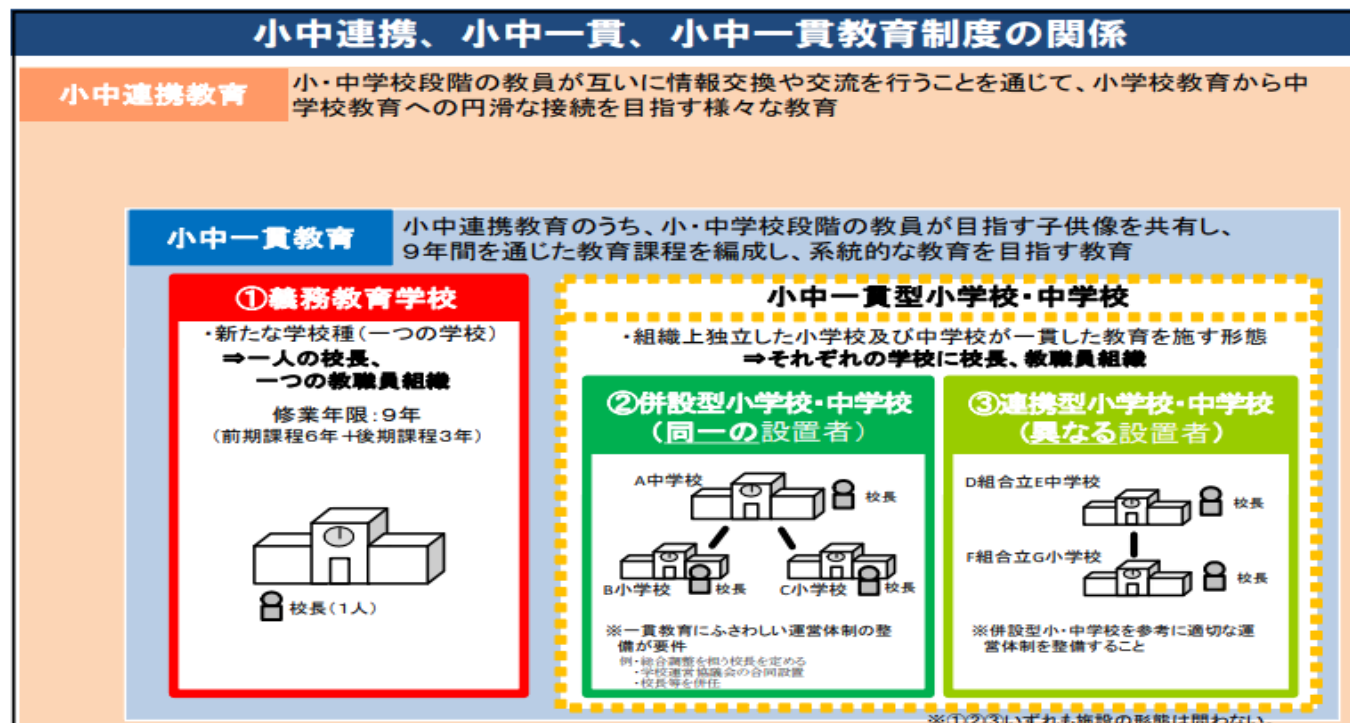
運営形態について

< 論点 2 >

施設形態について

（右出典）

文部科学省「小中一貫した教育
課程の編成・実施に関する手引」



2 小中一貫型小中学校と義務教育学校

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (併設型)
修業年限	9年(前期課程6年+後期課程3年) 学年の区切りは、学校の実情に応じて 設定可能(4-3-2や、5-2-2など)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織、加配1	それぞれの学校に校長1人、1つの教職員組織
教員免許	原則、小学校、中学校の両免許状を併有 当面の間、小学校免許状保有者は前期課程、 中学校免許状保有者は後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に記載がなされている教育課程の編成 	
施設形態	施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型 (施設形態は問わない)	
設置基準 ()	前期課程は、小学校設置基準 後期課程は、中学校設置基準	小学校は、小学校設置基準 中学校は、中学校設置基準
標準規模	18学級以上27学級以下	小・中学校、各12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内	小学校は、おおむね4km以内 中学校は、おおむね6km以内

設置基準 ~ 1学級の児童生徒数、教諭の数、施設や設備の設置に係る基準
(出典) 文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」(平成28年12月)を元に市教委が作成